

補助金依存型

「実施計画」の内容				措置状況 (達成状況)
関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定 時期	
(財) フォーリン・プレスセンタ ー	その他(特 段の理由が ある場合)	現下の状況では、当該法人を通じた 海外広報の必要性は認められ、委託 費の廃止は困難である。自己収入の 拡大を図るが、補助金等の年収比率 を 2/3 未満に引き下げるのは困難で ある。事業の整理縮小を図り委託費 の削減を行う。		役員報酬助成を減額(平成 17 年度に役員報酬助成を 0 とす る)。従前無償配布を行って いた当該法人刊行物の有料化 及び、賛助会への入会を勧誘 し、賛助会費の増収を図るな ど、自己収入の拡大を図って いる。また、長期記者研修の 研修期間短縮や研修受入人数 を減らす等、事業の縮小を行 っている。
(財) アジア福祉教育財団	その他(特 段の理由が ある場合)	母国における迫害を恐れて日本に逃 れてくる難民についてケアの必要性 が高まっていることもあり、補助金 等の年収比率を 2/3 未満に引き下げ ることは現状では困難である。他方、 インドシナ難民受入についてはイン ドシナ難民対策連絡調整会議におい て平成 17 年度限りで廃止する方向 で検討を行うほか、同時に、アフタ ーケア事業等についても、効果的・ 効率的な事業実施という観点から、 当該法人以外が事業主体となること も含めた見直しを進めていく。		平成 14 年 5 月の瀋陽総領事 館での駆け込み事件以降、各 方面から我が国難民対策の強 化が求められ、平成 14 年 8 月の閣議了解及び難民対策連 絡調整会議で条約難民及び難 民認定申請者に対する支援の 充実が決定された。これを受 けて平成 15 年度から条約難 民に対する支援を開始し、ま た、従来から実施している難 民認定申請者に対する支援を 拡充した。これら難民に対す る支援の在り方について効果 的・効率的な事業実施という 観点から、難民対策連絡調整 会議等の場で検討を進めてい るところである。
(社) アジア親善交流協会	補助金等の 廃止	アジア地域との親善交流の経緯等を 考慮の上、平成 17 年度限りで廃止す る。	平成 17 年度	措置済

(財) 交流協会	その他（特 段の理由が ある場合）	当該法人は、外交関係のない台湾において在外公館に準ずる役割を担っており、またこのような当該法人の性格上、自己収入の拡大の方途及びその金額は極めて限られているため、補助金等の年収比率を 2/3 未満に引き下げるのは困難である。役員報酬助成を一部廃止するとともに、事業の効果的・効率的運営に努める。		役員報酬の引下げを実施。（平成 14 年度）
(財) 日本国際医療団	補助金等の 年収比率を 2/3 未満に 改善した上 で、補助金 等を廃止	平成 14 年度において補助金等の年収比率を 2/3 未満に改善した上で、平成 15 年度限りで海外技術協力推進団体補助金を廃止する。	平成 13 年度	平成 15 年 3 月に当該法人が解散したことにより、第三者分配型公益法人ではなくなった。
(財) 日韓産業技術協力財団	その他（特 段の理由が ある場合）	事業内容を見直した上、拠出金の削減を行っているが、日韓首脳合意に基づくものであり、現時点での廃止は不可能である。自己収入の拡大の方途も極めて限られており、補助金等の年収比率を 2/3 未満に引き下げるのは困難である。引き続き、事業の効果的・効率的運営に努める。		
(社) 国際協力会	補助金等の 廃止	再補助先の公益法人の状況を勘案しつつ補助金の削減を進めた上で、平成 17 年度までに国際協力会補助金を廃止する。	平成 17 年度	措置済。